

令和7年度地域包括ケアシステム基礎研修業務委託に係る企画提案募集要項

1 目的

県内市町村における地域包括ケアシステムを深化・推進させるため、地域包括ケアシステムに関わる市町村職員等を対象にした地域包括ケアシステム基礎研修の実施を委託するものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度地域包括ケアシステム基礎研修業務

(2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年3月31日まで

(4) 委託料

12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

法人とし、次のいずれかに該当する場合は、参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (4) 埼玉県から指名停止措置を受けている者
- (5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (6) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外を受けている者
- (7) 過去5年（令和元年4月1日～令和6年3月31日）において、国や地方公共団体から受託した医療・福祉分野に係る事業の実績がない者

4 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、企画内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断する。
- (2) 説明会を行わず、本募集要項及び仕様書に基づき実施する。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年3月6日（木）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問内容を様式3に記載して電子メールで送付すること。

提出先のメールアドレスは、a3250-03@pref.saitama.lg.jpとする。

また、提出後は、電話により到達の確認を行うこと。

（電話：048－830－3256）

(3) 回答

質問者の法人名等を伏せた上で、令和7年3月10日（月）までに県ホームページに掲載する。

6 企画提案書等の提出

受託希望者は、次の内容を記載した企画提案書等を提出すること。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式任意、ただし様式1を鑑とすること）

ア 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント等

イ 事業概要

・事業の具体的なスケジュール案

・研修カリキュラムに係る提案

ウ 本業務を運営管理していく際の管理・実施体制

②業務実績調書（様式2）

令和元年度～令和5年度において、国や地方公共団体から受託した医療・福祉分野に係る事業の実績

③法人概要（様式任意）

④事業費等見積書（様式任意）

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。

提出先のメールアドレスは、a3250-03@pref.saitama.lg.jpとする。

データの容量が大きい場合は、ファイル転送サービスの活用もしくは分割送付すること。

また、提出後は、電話により到達の確認を行うこと。

(電話：048-830-3256)

(3) 提出期限

令和7年3月17日(月)午後5時15分まで

7 選考方法・結果通知

(1) 選考方法

ア 審査委員会(以下、「委員会」という)が、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、総合点が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

イ 企画提案者多数の場合(概ね3者を超える場合など)は、書類による一次審査を実施する場合がある。当該審査を実施した場合、これを通過した企画提案者を委員会による審査の対象とする。

ウ 委員会の審査

① 実施日時及び会場

日時：令和7年3月下旬(日時は別途、応募者に連絡する。)

場所：オンライン(Teams)での実施を予定

② 審査方法

企画提案書等の内容に基づいたプレゼンテーションを行い、これを審査する。

③ 審査時間

1者につきプレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とする。なお、審査時間割については、企画提案者へ別途連絡する。

④ 出席者

1者につき3名以内とする。

(2) 結果通知

委員会審査後、令和7年3月下旬を目途に文書にて通知する。

8 その他

企画提案に参加しようとする者が1者の場合は、事前に委員会で定めた基準点を満たしていれば委託先候補者として選定する。

9 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

10 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県福祉部地域包括ケア課 地域包括ケア担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3256

e-mail：a3250-03@pref.saitama.lg.jp

11 その他留意事項

- (1) 提出書類は、本業務の委託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。
- (3) 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県福祉部地域包括ケア課長に届け出ること。
- (4) 業務委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容を踏まえて協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。
- (6) 令和7年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は当事業費に係る減額等があったときは、当該企画提案は無効とする。